

警告シールの取組について

1 これまでの違反広告物対策

(1) 簡易除却

○違反広告物の例



電柱に貼り付けられた
「はり札」



道路上に掲出された
「カラーコーン（立看板）」

○違反広告物対策：簡易除却（屋外広告物法）

違反広告物が「はり紙、はり札、立看板」等であるときは、掲出者がわかっている場合でも、代執行によらない簡易な除却を行うことができる。

○本市の簡易除却活動

職員・委託業者・市民ボランティアが簡易除却活動を行っている。

(2) 簡易除却の現状・課題

○現状

毎年 15,000 件以上の違反広告物を簡易除却している。

○課題

除却してもすぐに同じ場所に違反広告物が掲出され、実質的な解決に至っていない。

⇒簡易除却以外にも実質的な解決につながる違反広告物対策を検討する必要がある。

2 警告シールの取組

(1) 令和元年度の試行実施

○目的

広く事業者及び市民に違反を認識してもらい、
掲出者による自主除却・再発防止効果を目指す。



【警告シール (B5 版)】

○実施方法

①警告シールの貼付け

(簡易除却できる違反広告物が対象)



②約1か月半後に状態確認

「自主除却されているか」「再掲出されているか」



【警告シール貼付け後】

※業界団体にも警告シールの周知を依頼

○実施結果

| 警告シール貼付け | 自主除却 | 再発 (再掲出) |
|----------|------|---------------------|
| 426件 | 317件 | 85件 |
| 割合 | 74% | 27% (再発防止の割合73%) |

⇒一定の自主除却効果及び再発防止の効果があった。

(2) 市民意識調査（インターネットによる調査・結果）

○実施期間：令和2年2月1日～2月5日

○対象：1,000人

○調査内容

この写真のような案内が違反広告物で

あると知っていましたか？

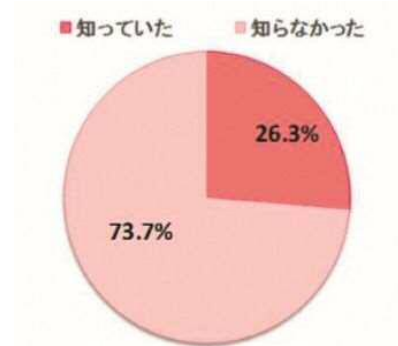
- 選択肢 ①知っていた
②知らなかった



○調査結果

知らなかった人が73.7%

⇒さいたま市屋外広告物条例に違反している
事実を周知する必要がある。



令和2年度以降の方向性

- ・「試行実施の結果、一定の効果があつた」
- ・「条例違反の事実を周知する必要がある」

⇒令和2年度以降も警告シールを継続実施

(3) 令和2年度の実施内容

○実施方法 ※令和2年度は通知書送付を加え、指導強化

①警告シールの貼付け・掲出者特定



②掲出者へ通知書送付

(速やかな除却・除却後の本市への連絡を求める)



③約1か月半後に状態確認

「自主除却されているか」「再掲出されているか」



【警告シール】
(B5版×60%)

(4) 警告シールによる景観上の影響

○短期的には影響が懸念されるが、長期的には違反広告物の減少に繋がり、
良好な景観の形成に寄与することが期待できる。

⇒短期的な影響も最小限に抑えながら、取組みを継続していく。

(実際に警告シールを貼り付けた違反広告物)



【令和元年度】



【令和2年度】